

尼崎市監査公表第 10 号

尼崎市職員措置請求に係る通知文の公表について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、山本良郎氏から平成 23 年 8 月 16 日付けで提出のあったみだしの措置請求について監査を行った結果、別紙のとおり同人に通知を行ったので、同条第 4 項の規定により公表する。

平成 23 年 10 月 7 日

尼崎市監査委員	須	賀	邦	郎
同	堀		智	子
同	北	村	保	子
同	辻			修

1 請求の要旨

請求人から提出された職員措置請求書、証拠及び請求人の陳述の内容からすれば、請求の要旨は次のとおりである。

市長は、尼崎市の施設である市立潮江福祉会館（以下「潮江福祉会館」という。）を潮江社会福祉連絡協議会（以下「潮江連協」という。）に無償で貸与し、潮江連協は、管理運営を潮江福祉会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）に委ねている。

運営委員会は、潮江福祉会館の利用者から使用料等を徴収して利益を得ているが、多額の余剰金が生じる施設を無償貸与することは不当であり、有償貸与とし、市長は運営委員会に対し、賃料として 4,052,029 円（過去 5 年間の実績）を徴収するべきである。

また、潮江福祉会館の建物使用貸借契約においては余剰金の処分に係る規定がなく、定めのない事項は双方協議のうえ処理するものと規定されているが、協議した形跡はなく、余剰金として外部に流出した金品 8,877,500 円（以下「本件余剰金等」という。）は特定団体への利益供与であり、運営委員会から徴収しなければならない。

更に、平成 23 年度以降の潮江福祉会館の建物使用貸借契約に係る相手方の選定は、市立施設である以上、公平・公正に対応すべきであるにもかかわらず特定団体に限定して契約しており、再選定を求める。

2 請求の受理

平成 23 年 8 月 16 日付けで請求のあった本件職員措置請求（以下「本件請求」という。）は、要件審査の段階で、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けでこれを受理することとした。

3 監査の対象事項

本件請求の要旨から、市が潮江連協に対し多額の余剰金が生じる普通財産を無償貸与することは不当であり有償貸与すべきであるとしている平成 23 年 4 月 1 日付け土地・建物使用貸借契約（以下「平成 23 年使用貸借契約」という。）における賃料を監査の対象とした。

なお、請求人が、賃料の算定根拠としている平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間を使用貸借期間とした平成 18 年 3 月 30 日付け建物使用貸借契約（以下「平成 18 年使用貸借契約」という。）については、契約締結日から 1 年を超えている。また、潮江福祉会館平成 18 年度決算報告書において、請求人は潮江福祉会館の運営委員長と記載されており、当該契約内容を知る立場にあったことから、法第 242 条第 2 項により期間徒過となるため、監査の対象としない。

また、本件余剰金等については、同請求人の職員措置請求に対する平成 22 年 12 月 21 日付け「尼崎市職員措置請求に係る結果について（通知）」において、「潮江福祉会館の管理運営に伴う収入及び支出並びに収支差額は、潮江連協において自主的に管理、処分される性質のものであり、本件余剰金等については、市の公金には該当しない。」と判断しており、公金に該当しないことから、同条第 1 項で定める職員措置請求の要件を充たさないため、監査の対象としない。

また、平成 18 年度使用貸借契約の期間満了後の建物の借受者の選定については、市

の財務会計上の具体的な損失を摘示しておらず、建物は使用貸借であることから、同条第 1 項の要件を充たさないため、監査の対象としない。

4 監査の実施

(1) 監査対象部局

協働推進局

(2) 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定により、平成 23 年 9 月 8 日に陳述の機会を設け、請求人からの陳述があった。

(3) 監査対象部局に対する文書照会

平成 23 年 9 月 6 日及び同月 14 日、監査対象部局から本件請求に係る照会事項に対する文書回答を得た。

(4) 監査の期間

平成 23 年 8 月 16 日から同年 10 月 3 日まで

5 監査の結果

(1) 事実の認定

監査対象部局からの文書回答及び関係資料等によると、次のことが認められる。

なお、本件請求では、「市長は、尼崎市の施設である市立潮江福祉会館を潮江社会福祉連絡協議会に無償で貸与し、」との記載があるが、市の財産管理上は、行政財産たる公共施設を貸与しているものではなく、市所有の普通財産である建物を潮江連協に貸付け潮江福祉会館として利用されているものである。

ア 市民施設（連協会館）について

(ア) 連協会館の配置の考え方

一定のエリアの住民が地域コミュニティ活動等を目的に利用する施設の配置のあり方については、昭和 58 年 3 月 25 日起案の「市民施設の配置のあり方の検討結果について（報告）」の決裁（以下「昭和 58 年決裁」という。）において、一つの社会福祉連絡協議会（以下「連協」という。）エリアに一つの施設（以下、この施設を「連協会館」という。）を設置し、管理は地元の自主管理、管理費は地元負担とすることとされ、当該報告が現在の連協会館配置の基本的な考え方となっている。

こうした目的の施設は、連協会館以外にも連協を構成する福祉協会が運営する施設もあり、名称も「〇〇福祉会館」や「〇〇会館」など一様ではなく、運営形態や所有形態も様々である。

(イ) 市立福祉会館の貸付け及び管理形態

連協会館のうち、市所有の普通財産で、一般的に「市立福祉会館」と呼ばれている建物の貸付け及び管理形態は、次のとおりである。

a 貸付け

市立福祉会館として利用されている市所有の建物の貸付けは、その用途を「地域住民が集会する施設及びその他市長が特に公益上必要と認める事業に供する

施設」として限定していることから、「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例(以下「無償貸付け等に関する条例」という。)」第4条の規定を適用し、無償で貸し付けている。

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例 第4条

普通財産は、公用、公共用又は公益事業の用に供するとき、その他市長が公益上必要があると認めるときは、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

b 管理形態

貸付先と締結している使用貸借契約書では、市は貸付先に対し、「地域住民が集会する施設及びその他市長が特に公益上必要と認める事業に供する施設の用途に供しなければならないこと、当該物件の維持管理に要する費用及び使用に要する費用を負担すること、常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないこと」などの条件を定めており、これらの定めを受け、具体的な管理方法については、貸付先である連協等が定めることとなっており、貸付先による自主管理運営としている。

イ 本件請求に係る潮江福祉会館について

本件請求に係る潮江福祉会館は、前記アの考え方による連協会館であるとともに一般的に「市立福祉会館」と呼ばれている建物であり、その設置の経緯及び使用貸借契約の更新は、次のとおりである。

(ア) 設置の経緯

潮江地区に集会施設がなかったことから、昭和48年に東消防署の移転に伴い、潮江連協の要望を受け、当該消防署跡を潮江集会所として供用開始された。

昭和56年4月からは名称が潮江福祉会館に改められ、潮江連協に無償貸与しており、平成4年12月には、潮江コミュニティ住環境整備事業に伴い、現在の潮江コミュニティ住宅内に移転したものである。

(イ) 使用貸借契約

潮江福祉会館として利用されている建物は、市の普通財産であることから、貸付けに関しては一般私法が適用され、貸借に関する内容については双方の協議により契約において定められる。

平成18年使用貸借契約の期間満了にあたり、第3条の貸付更新条項に基づき、潮江連協会長から平成23年2月7日付けで公有財産貸付更新申請書及び使用計画書の提出があり、市は同日付けで受理している。

これを受けて、平成23年3月31日付け「公有財産貸付更新による土地・建物使用貸借契約の締結について(小田)」の決裁で、小田地域における他の建物2件と併せ、現在も地域コミュニティ施設として有効活用されていることから引き続き貸付けを行うこととし、また、賃料についても、無償貸付け等に関する条例第4条の規定を適用し無償としている。

なお、同会館の平成22年度の使用状況については、使用貸借契約に沿った運営がなされていた。

(2) 判 断

請求人の「使用貸借契約において、市が潮江連協に対し多額の余剰金が生じる施設を無償貸与することは不当であり有償貸与すべきである。」との主張について、前記(1)の事実の認定により、次のとおり判断する。

潮江福社会館は、潮江連協の要望を受け、昭和 48 年から東消防署跡を潮江集会所として供用開始されたものが前身で、昭和 56 年 4 月からは名称が潮江福社会館に改められ、平成 4 年 12 月には現在の潮江コミュニティ住宅内に移転したものである。

昭和 58 年決裁においては、一つの連協エリアに一つの施設を設置することとされ、その施設は地元の自主管理とし、管理費は地元負担とするとの基本的な考え方が示されており、その考え方に沿って、潮江福社会館においても潮江連協と使用貸借契約が締結されている。

使用貸借契約では、潮江福社会館を「地域住民が集会する施設及びその他市長が特に公益上必要と認める事業に供する施設」とし、その用途を限定したうえで、地域コミュニティの育成、発展等のために、無償貸付け等に関する条例第 4 条の規定を適用し、賃料を無償としている。

こうしたことから、潮江福社会館の平成 23 年使用貸借契約において、地域コミュニティの育成、発展等のためにその用途を限定し、潮江連協が自主管理し管理費を負担するものとして無償貸付け等に関する条例を適用し、賃料を無償とした使用貸借契約を締結することは、市長の裁量権を逸脱しているとはいえない。

(3) 結 論

以上のとおり、本件職員措置請求に係る平成 23 年 4 月 1 日付け土地・建物使用貸借契約における無償貸与については、監査の結果、違法若しくは不当な契約の締結であると認めることはできず、有償貸与として賃料を徴収することを求める本件職員措置請求には、理由がないものと判断する。

なお、市においては、市立福社会館の使用実態を把握しておくことが好ましく、毎年度、使用状況及び運営の収支状況等の資料を求めることを検討されたい。

以 上